

ショートステイ・トワイライトステイ事業 子ども総合センター ☎03-3602-1386 (P.8～9参照)

保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、下記施設で短期的に保育を行う事業です。いずれも区内在住の2歳以上15歳以下（中学生以下）の児童が対象です。また、事前に希望すれば施設間の送迎サービス（有料）が利用できます。利用にあたっては子ども総合センターで事前の利用登録と、原則として利用する5日前までの利用申請が必要です。利用料には減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

事業名	保護者の状況等	利用時間	利用料金	定員	利用期間
ショートステイ	入院・仕事・育児疲れ等	24時間（入退所は午前8時～午後8時）	1日 6,000円	1日あたり 6名	1か月あたり7泊以内 （育児疲れは4泊以内）
トワイライトステイ	仕事・育児疲れ等	午後3時～ 午後10時	1日 2,000円	1日あたり 10名	1か月あたり7日以内

実施施設 希望の家 青戸4-14-15 休業日 年末年始

子育て支援ボランティア派遣事業 お問い合わせは希望の家へ

妊婦さんや就学前のお子さんがいる家庭をボランティアが訪問し、保護者に寄り添いながら話を聞き、育児や家事を共に行い、子育て中の家庭を支援します。

希望の家 青戸4-14-15 ☎03-5650-2424

かつしかファミリー・サポート・センター 葛飾区社会福祉協議会

目的 仕事と育児の両立支援、子育て家庭の一時的な援助

活動 仕事の都合や家庭の事情などで、一時的に育児が必要なときに会員相互で援助します。（有償ボランティア）

会員 育児援助を受けたい方（ファミリー会員）※生後6か月から小学校6年生までの子どもを育てている方
育児援助を行いたい方（サポート会員）

調整 センターのアドバイザーが、会員相互の援助活動を調整します。

活動内容（病気・体調不良の場合及び災害時を除く）

☆仕事の都合や、出産に伴い保育園や幼稚園などへの子どもの送迎が困難なとき、代わりに送迎します。

☆学童保育クラブが終わったあとに、子どもを預かります。

☆忙しくて子どもの見守りが必要なとき、一時的に子どもを預かります。

活動時間の時間帯

☆午前7時から午後10時までの間でサポート会員が活動可能な時間

利用申込及び事前打合せ

☆利用を申込み場合は、センターに電話予約のうえ来所して、会員登録の手続きを行ってください。

☆援助活動開始前に、アドバイザー（地域リーダー）と会員相互で打合せが必要です。（登録手続きからご利用できるようになるまで、2週間ほどかかります。）

利用料等

☆子ども1人当たり1時間800円

（援助活動開始から1時間まで。1時間経過後は30分毎に400円加算）

☆1日の援助活動終了後にファミリー会員が直接サポート会員に支払います。

☆おやつ、ミルク、おむつ等は原則としてファミリー会員に用意していただきます。

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-4151

堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階（ウエルピアかつしか内）

しあわせサービス

葛飾区社会福祉協議会

対象 妊産婦の方（産後1年以内）で、家事援助が必要な方
ひとり親家庭の方（満1歳から小学校6年生まで）で、子どもの送迎や見守りが必要な方

☆地域の方々の協力により、家事や送迎等のお手伝いをします。
利用する場合は、会員登録が必要です。

費用 1時間700円（1時間経過後は30分350円） 年会費600円
社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216
堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階（ウエルピアかつしか内）

ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

葛飾区社会福祉協議会

小学校3年生までの児童を扶養しているひとり親家庭等が、日常生活において家事・育児に支障が生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。詳しくはお問い合わせください。（生計中心者の所得に応じ、費用の一部負担があります。）

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216
堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階（ウエルピアかつしか内）

民生委員・児童委員について

福祉管理課 地域福祉係 ☎03-5654-8244

児童委員は民生委員が兼ねています。児童委員には担当区域を持つ児童委員と、担当区域を持たず、児童問題を専門に担当する主任児童委員がいます。両者とも、地域の身近な相談相手として、乳幼児や児童、妊産婦、ひとり親の方などについて相談にのり、それぞれの抱える問題に応じて利用できる制度、施設、サービスについて助言します。

相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。安心してお気軽にご相談ください。各委員の連絡先など、詳しくはお問い合わせください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）相談

配偶者（事実婚の関係にあるものを含む）及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力は重大な人権侵害です。
ひとりで悩まないで相談してみませんか？

国、都、区及び警察は、DV防止法に基づき、配偶者等から暴力を受けた被害者に対し、相談や保護などさまざまな援助を行っています。

暴力には身体的暴力だけでなく、心を傷つける言葉や態度による精神的暴力、避妊に協力しないなど性的暴力も含まれています。まず声に出して相談することが大きな一歩につながります。（相談は無料です。秘密は固く守ります。）

●葛飾区内の相談機関

●**男女平等推進センター** ☎03-5698-2211

配偶者等からの暴力相談（DV相談） 要予約

（毎週月・木曜日午前10時から午後5時まで 年末年始（12/29～1/3）・祝日除く）

●**警察** 葛飾警察署 生活安全課生活安全相談係 ☎03-3695-0110

亀有警察署 生活安全課生活安全相談係 ☎03-3607-0110

12. 保育園・幼稚園等

保育園等

入所の要件

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

保護者が次のような要件により、日中家庭で保育ができない0歳から就学前までのお子さんを、保育園等（認可保育園・認定こども園（保育部門）・家庭的保育事業所・小規模保育事業所）で保育します。

- ① 保護者が仕事をしている、または仕事を始める場合
 - ② 保護者が病気・出産・その他心身に障害がある場合
 - ③ 保護者が介護をしている場合
 - ④ その他どうしても家庭で保育できない事情がある場合
- 保育が必要な要件を認定し、区から「支給認定証」を発行します。

保育園等への入所手続き

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

毎年10月下旬（予定）に、来年度の「保育施設利用申込案内」を発行します。区内の認可保育園・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所や区民事務所等で配布するほか、区ホームページからもダウンロードできます。入所申込みに必要な書類や申込締切日などは「保育施設利用申込案内」をご参照ください。

申込み

入所を希望する月の締切日までに、申込書類を提出してください。保育所等入所申込みと保育の必要性の認定申請を同時に行えます。

利用調整 （選考）

提出された書類により、保育の必要性の認定を行います。利用調整基準により、利用調整を行い、指数の高い世帯から保育施設を内定します。

内定した場合

内定した方には、電話で連絡します。4月入所は、文書で通知します。

内定した保育施設で、面接・健康診断を受けていただきます。

入所決定
認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所は、保護者と保育施設で契約を結んでいただきます。

利用者負担額（保育料）を、文書で通知します。

入所保留の場合

入所できなかった（入所保留）方には、入所を希望する最初の月のみ文書で通知します。

申請は1月入所分まで有効です。入所希望月の翌月以降に希望施設に空きが出た場合は、利用調整（選考）を行います。

保育施設の空き情報は、毎月下旬区ホームページで公開します。希望施設を変更したい場合は、毎月締切日までに「希望園等変更届」を提出してください。

- 1 妊娠・出産
- 2 ママへ
- 3 たばこ・お酒
- 4 低出生体重
- 5 赤ちゃん
- 6 7 パパ・成長
- 8 防災
- 9 事故予防
- 10 おでかけ
- 11 相談窓から
- 12 保育園等
- 13 急病
- 14 保健所等
- 15 区民相談
- 16 相談窓口
- 17 区LINE

育児休業明けの予約入園

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

育児休業から職場復帰される時期に合わせて、5月から10月までの入園を事前に内定する制度です。

保護者が次の要件をすべて満たす場合、お申込みができます。

- ①区内にお住まいの方（申込日から保育開始日まで継続して葛飾区内に居住していること）
- ②法に基づく育児休業を取得して、育児休業給付金の受給資格がある方（予定も含む）
- ③申し込みをするお子さんの満1歳の誕生日を迎える月までが入園希望月の方（5月から10月まで）
- ④入園月の翌月1日までに職場復帰が可能な方（転職は該当外）

予約入園の実施園は、0歳児クラスがある区立保育園（一部公設民営園含む）で、園により予約入園の定員が決まっています。

予約入園の希望園は1園のみとなります。入園申込みに必要な書類や申込締切日などは「保育施設利用申込案内」をご参照ください。

認可保育所（認定こども園含む）

お問い合わせは各施設へ

国が定める設置基準を満たし、東京都の認可を受けた保育施設です。設置・運営形態により、公立、公設民営、私立があります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

0歳～就学前（一部の園を除く）のお子さんの保育を行います。詳細は区ホームページをご確認ください。

施設案内
区立保育園（公設民営含む）



施設案内
私立保育園



施設案内
認定こども園

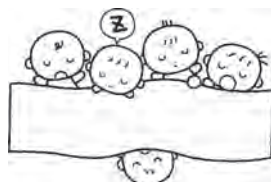


家庭的保育事業所

お問い合わせは各施設へ

国が定める設置基準を満たし、葛飾区の認可を受けた保育事業所です。資格や経験のある保育者が、保育者の自宅等の家庭的な雰囲気の中で5名以下の0～3歳未満のお子さんの保育を行います。詳細は区ホームページをご確認ください。

施設案内
家庭的保育事業所（保育ママ）



小規模保育事業所 お問い合わせは各施設へ


国が定める設置基準を満たし、葛飾区の認可を受けた保育事業所です。原則19名以下の小さな集団の中で、0～3歳未満のお子さんの保育を行います。区内の事業所は、配置基準で定められた保育従事者が全て有資格者であるA型の施設です。詳細は区ホームページをご確認ください。

施設案内
小規模保育事業所




ベビーシッター利用支援事業 子育て応援課 子育て応援係 ☎03-5654-6357

・待機児童対策
0歳から2歳児クラスで保育所等の入所保留となった方等に対して、ベビーシッターの利用料や交通費を一部助成します。



詳細は区ホームページをご確認ください。

・一時預かり支援事業
未就学児及び小学1～3年生の学童保育を不承認となった児童を対象として、日常生活上の突発的な事情により一時的に東京都の認定したベビーシッターを利用する場合にその利用料（保育料）の一部を助成します。



詳細は区ホームページをご確認ください。

認証保育所 お問い合わせは各施設へ

東京都独自の基準を満たした民間の保育所を「認証保育所」として認証し、都と区がともに一定の助成を行っています。また、保護者の方に保育料の助成を行っています。



今後、一部の認証保育所は、認可保育所に移行することがあります。詳細は区ホームページをご確認ください。

ふれあい体験保育 各公立保育園

0歳から就学前のお子さんと保護者の方が保育園の園児たちと一緒に遊んだり育児などに関する相談ができます。すべての公立保育園で実施しています。利用日の5日前までに予約が必要です。各公立保育園にお問い合わせください。

実施月：5月・6月、9～2月

保育アドバイザー

保育課 入園相談係 ☎03-5654-8278

保育を希望される方からの保育施設や保育サービス利用・申し込みについてのご相談に応じたり、在宅で子育てをされる方を応援するための子育て支援事業等のご案内を行っています。

また月1回程度子ども未来プラザ鎌倉、子ども未来プラザ西新小岩、子ども未来プラザ東四つ木で、出張保育アドバイザーを実施しています。詳しくは、保育課入園相談係にお問い合わせください。

利用時間：土・日・祝日、年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時まで

場 所：葛飾区役所4階401子育て支援窓口

電 話：03-5654-8567（保育アドバイザー予約専用電話）

幼稚園

葛飾区立幼稚園 教育委員会事務局 学務課 学事係 ☎03-5654-8459

区内にお住まいの満4歳から小学校就学前までのお子さんが対象です。毎年11月に翌年4月からの入園を受け付けます。

年度の途中でも、定員に空きがあれば、随時入園を受け付けます。

空き状況は各幼稚園へお問い合わせください。

保育料：無償（0円）

教材費・PTA会費等は無償化の対象外です。金額は幼稚園にお問い合わせください。

幼稚園名	住 所	電話番号
北住吉	柴又2-1-10	☎ 03-3600-8330
水 元	水元1-16-22	☎ 03-3608-4477



※水元幼稚園は令和7年4月から北住吉幼稚園に統合します。

私立幼稚園(認定こども園を含む)

お問い合わせは各施設へ

幼稚園は、主に3～5歳児のお子さんを対象に、幼児教育を行う施設です。

幼児期にふさわしい施設、設備、園庭を備え、より良い環境の中で自発的な活動（遊び）や体験を通して豊かな感性や心と丈夫な身体を育みます。

詳細は区ホームページをご確認ください。

